

全国市長会会長発言要旨

三位一体改革についての考え方について、税源移譲の早期実現を中心に2点に絞り述べる。

まず1点目として、税源移譲の早期実現について、地方分権改革の残された最大の課題は、税源移譲をはじめとする地方税財源の充実確保である。

地方における歳出規模と地方税収入の乖離を縮小する観点に立ち、自主財源である地方税の拡充を図ることで、地方税中心の歳入体系を早期に構築し、地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤を確立することが肝要である。

このため、法令基準や国庫補助負担制度を通じた国の関与を廃止・縮減し、地方歳出の自己決定権を確立するとともに、国から地方への速やかな税源移譲の実現が不可欠である。

当面は、国税対地方税の割合を1対1とすることを目指し、所得税から個人住民税への、消費税から地方消費税への税源移譲を進め、税源の偏在性の少ない、税収の安定性を備えた地方税体系とすべきである。

全国市長会では、昨年7月に「税源移譲等都市財政基盤確立プロジェクトチーム」を設置し、国から地方への税源移譲を想定したシミュレーションを実施したところ、歳入総額が減少する都市あったが、税収割合及び一般財源比率の増加に伴い、都市財政の質は改善するという結果となった。

また、本会が実施した、三位一体の改革に関するアンケートにおいても、多くの市長が「地方税源の本格的な充実を図るには、税源移譲が不可欠である。」とし、税源移譲を求めている。

2点目として、国庫補助負担制度の見直しについて、財政面における国の関与を縮小し、地方公共団体の財政運営の自由度を高めるという観点から、積極的に推進していくことが必要であるが、それにはまず、税源移譲を行ったうえで、それに見合う額の国庫補助負担金の廃止・縮減を行うことが大前提である。

補助率を落としたり、一部を補助対象から除外することなど、単に国の予算編成上の都合で歳出削減のみを図ることは、負担を地方に転嫁するものであり、あってはならないものである。

最後に、我々がこれまで税源移譲等による地方税財源の充実確保を三位一体の改革の基軸とすべきと、再三にわたり主張してきたにもかかわらず、最近の地方分権改革推進会議での三位一体の改革の議論においては、税源移譲は、将来増税を行う際まで先送りするという内容の議論が出てきており、しかも、地方交付税の財源保障機能を実質廃止するなど、我々の主張とは全く逆のものとなっており、とても受け入れられる内容ではなく、極めて遺憾である。